

寒川町災害見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 19 号

寒川町災害見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町災害見舞金支給条例施行規則(昭和 44 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第 3 条第 1 号中「弔慰見舞金」を「弔慰見舞金 次に掲げる書類」に改め、同号アを次のように改める。

ア 町長又は消防署長が災害による被害の程度を証明したもの

第 3 条第 1 号ウ中「被害者」を「被災者」に改め、同条第 2 号中「傷害見舞金」を「傷害見舞金 次に掲げる書類(ウにあっては、条例別表傷害見舞金の項第 2 号に該当する者に限る。)」に改め、同号イ中「(第 4 号様式)」を「(第 2 号様式)又は病院若しくは診療所が入院の期間を証明したもの」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 被災者の障害が災害による傷害によるものであって、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 の 1 級又は 2 級に該当するものであることを証明する医師(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた医師に限る。)の診断書

第 4 条を次のように改める。

(申請の代理)

第 4 条 被災者又は遺族の法定代理人は、当該被災者又は遺族に代わって前条の規定による申請をすることができる。

第5条中「第5号様式」を「第3号様式」に改める。

第6条第2項中「当該見舞金」を「弔慰見舞金」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例別表傷害見舞金の項第1号に規定する傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金を受けた傷害により同項第2号に規定する傷害見舞金を受けることとなった場合においては、既に受けた傷害見舞金は、同号に規定する傷害見舞金の内払いとみなす。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先)寒川町長

申請者 住 所
氏 名
当事者との関係
連絡先 電話()

寒川町災害見舞金支給申請書

次のとおり災害を受けたので寒川町災害見舞金支給条例第7条の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

当 事 者	住 所					
	氏 名				性 別	男 女
	生年月日				年 齡	歳
	職 業				電 話	
	災害の区分	死亡、傷害(入院期 年 月 日から 年 月 日まで 日間)				
	入 院 先	名 称				電 話
所在地						
災害発生年月日	年 月 日 時 分頃					
災害発生場所						
災害の内容	別添り災証明のとおり					
上記申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。					番 号 第 号	
					起 案 . .	
					決 裁 . .	
決 裁 区 分					施 行 . .	
					合 議	
決 裁 区 分						
部 長 課 長 副主幹等 主 任 住民票照合						
決 定 区 分						
見舞金支給する 見舞金支給しない						
見 舞 金 額 金 円						
支給しない理由						

※ 当事者の欄には、災害を受けた方を記入してください。

第 2 号様式及び第 3 号様式を削る。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 2 号様式」に、「医者」を「医師」に改め、同様式を第 2 号様式とする。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 3 号様式」とし、同様式を第 3 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町災害見舞金支給条例施行規則の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。